

令和 7 年度社会教育主事講習（分割講習）実施要項

1. 目 的

本講習は、社会教育法第 9 条の 5 の規定及び社会教育主事講習等規程に基づき、社会教育主事講習を実施するもので、社会教育行政を含めた専門性を身に付けて、地域コミュニティにおける学びを基盤とした自律的・持続的な活動をできる社会教育人材を養成することを目的とします。既に社会教育主事の資格を持つ方は、令和 2 年度以降に開設された「社会教育経営論」「生涯学習支援論」の 2 科目の単位修得が認定されると「社会教育士」の称号がえられます。また、これから新たに資格取得を目指す方は、修得すべきすべての科目を修得し単位認定されると「社会教育士」の称号がえられます。

2. 講習を行う機関名 宇都宮大学

3. 講習の期間及び会場

(1) 期 間 令和 7 年 8 月 21 日 (木) ～ 11 月 24 日(月)

(2) 会 場

①「生涯学習概論」 オンデマンド 受講者の自宅や職場

「生涯学習概論」受講期間 令和 7 年 8 月 21 日 (木) ～ 9 月 12 日 (金)

②「社会教育演習」 宇都宮会場

宇都宮大学峰キャンパス (栃木県宇都宮市峰町 350) 電話番号 028-649-5359

③「社会教育経営論」「生涯学習支援論」 水 戸 会 場

茨城県水戸生涯学習センター (茨城県水戸市三の丸 1-5-38 茨城県三の丸庁舎 3 階)

電話番号 029-228-1313

4. 講習を行う科目名、単位数、内容・テーマ、教育方法、配当時間数及び担当講師

別紙の通り。

5. 受講予定者数 30 名

6. 受講資格

「社会教育主事講習等規程」第 2 条各号のいずれかに該当する方、または令和元年度以前の講習または養成課程の修了者

7. 受講者の選定

受講者は、令和 7 年度社会教育主事講習(分割講習)運営委員会の議を経て、選定します。

決定者には、受講許可書を交付します。

8. 受講の申込み

申込みにあたり不正や虚偽の内容を提出した場合は、申込みを取り消し、受講決定後は受講決定の取り消し、修了後は修了認定を取り消します。

(1) 受講希望者は、所定の形式にて、次の書類を取り揃え、**以下の申込期間中に宇都宮大学まで電子メールにて提出してください。申込受付期間は受講を希望する科目により異なります。**

① 「生涯学習概論」「社会教育演習」から受講を希望する場合

6 月 13 日(金)～6 月 30 日(月)の期間に申し込んでください。

※水戸会場で開設する科目も同時に申し込み可能です。

② 「社会教育経営論」「生涯学習支援論」のみ受講を希望する場合

8 月 25 日(月)～9 月 16 日(火)の期間に申し込んでください。

提出書類 省令第2条の 受講資格等	ア	イ			ウ	エ	オ	カ
	受講申込書(様式1)	卒業証明書	又は 基礎となる教員免許状の写し 教育職員免許状授与証明書	所属長の勤務証明書(様式2)	履歴書(様式3)※	単位修得認定申請書(様式4)	単位修得証明書	社会教育主事講習としての単位の成績・修得証明書(修得した大学・学部・課程・履修年度等が記載されているもの)
第1号該当者	◎	○			◎		△	
第2号該当者	◎		○		◎		△	
第3・4・5号該当者	◎			○	◎		△	
旧課程修了者	◎							○
提出データ形式	Excel	PDF	PDF	PDF	PDF	PDF	PDF	PDF

◎…必須、○…該当者は提出、※PCにて作成可 △…単位修得認定申請をする方はエとオを併せて提出

- ・証明書等の氏名と現在の氏名が異なる場合には、「戸籍抄本」等の証明書類をあわせて提出してください。
- ・本学で実施した社会教育主事講習にて社会教育主事の資格を取得された方で、修得証明書が必要な場合は下記までお問い合わせください。

宇都宮大学地域創生推進機構宇大アカデミー 社会教育主事講習窓口

電子メール uu-syakyoshuji@a.utsunomiya-u.ac.jp

(2) 提出方法

- ① 様式1～様式4については、宇都宮大学のホームページからダウンロードしてください。
- ② 申し込み書類のデータをメールに添付して送信してください。
 - ・用紙のサイズはA4とします。
 - ・メールの件名及び添付ファイル名は、「【分割講習】令和7年度受講申込書一式提出」としてください。
 - ・各種証明書類は、PDFファイル(または画像ファイル)にして添付してください。

※提供された個人情報は、本講習の運営にのみ使用し、第三者への開示、譲渡、貸与は行いません。

但し、受講申込書にて個人情報の提供に同意された場合は、自治体からの継続的な学習機会に関する情報提供や各自自治体を実施する事業への協力依頼をお願いするために、**氏名・所属・提供可能な連絡先**に限って教員・行政職員等は勤務先の都道府県教育委員会へ、一般の方はお住まいの都道府県教育委員会へ情報提供をすることがあります。また、宇都宮大学が講習の運営以外にも、上記項目に限って、継続的な学習機会に関する情報提供等に活用することがあります。

③ 書類の提出先

- ・宇都宮大学地域創生推進機構宇大アカデミー 社会教育主事講習窓口
- ・電子メール uu-syakyoshuji@a.utsunomiya-u.ac.jp

(3) 「受講許可書」及び「受講上の注意書」は、電子メールにて送付いたします。

- ・「生涯学習概論」「社会教育演習」を受講する方へは、7月11日(金)頃までに送付します。
- ・「社会教育経営論」「生涯学習支援論」を受講する方へは、9月26日(金)頃までに送付します。

9. 受講者の参集日時

「生涯学習概論」受講の方 オリエンテーション（Zoom 開催）

受講の仕方、課題の提出についての説明がありますので、オリエンテーションに必ずご参加ください。

日 時 令和 7 年 7 月 18 日（金） 午後 6 時 30 分～午後 8 時

※Zoom ミーティング ID 等は「受講上の注意」に掲載いたします。

「社会教育演習」受講の方 宇都宮会場

日 時 令和 7 年 9 月 13 日（土） 午前 8 時 30 分（受付午前 8 時 00 分から午前 8 時 30 分）

場 所 宇都宮大学地域創生推進機構宇大アカデミー（栃木県宇都宮市峰町 350）

5 号館 C 棟 2 階 5C21 教室

「社会教育経営論」受講の方 水戸会場

日 時 令和 7 年 11 月 1 日（土） 午前 9 時 00 分（受付午前 8 時 30 分から午前 9 時 00 分）

場 所 茨城県水戸生涯学習センター（茨城県水戸市三の丸 1-5-38 茨城県三の丸庁舎 3 階）

中講座室

「生涯学習支援論」受講の方 水戸会場

日 時 令和 7 年 11 月 22 日（土） 午前 9 時 00 分（受付午前 8 時 30 分から午前 9 時 00 分）

場 所 茨城県水戸生涯学習センター（茨城県水戸市三の丸 1-5-38 茨城県三の丸庁舎 3 階）

中講座室

10. 受講科目

（1）分割受講

分割受講を認めます。分割区分は、以下のとおりとします。

①「生涯学習概論 2 単位」

②「社会教育経営論 2 単位」

③「生涯学習支援論 2 単位」

④「社会教育演習 2 単位」

単位修得者には、「単位修得証明書」を発行します。

（2）既修得単位の認定

単位修得の認定を希望する科目及び単位がある場合は、社会教育主事講習単位修得認定申請書（様式 4）に記入の上、証する書類（単位修得証明書のほかシラバスなど内容がわかる書類の提出を求める場合があります。）を添えて申込時に提出してください。

11. 修了の認定

旧課程修了者で本講習の「社会教育経営論」「生涯学習支援論」を修得した方、または社会教育主事講習にて修得すべきすべての科目を修得した方には、「修了証書」を交付します。

12. 受講料

受講料として以下の金額が必要です。一度納入された受講料に関しては、いかなる理由があっても返金はいたしません。

また、各種手数料・受講に要するパソコンやネットワーク接続に関する費用は、受講者の負担とします。

1 科目受講	12,375 円
2 科目受講	24,750 円
3 科目受講	37,125 円
4 科目受講	49,500 円

13. その他

・新型コロナウイルス感染症等の拡大状況によっては、予定を変更し、全日程オンラインに切り替えて実施する場合があります。その場合は、別途お知らせします。

・お問い合わせは、下記までメール uu-syakyoshuji@a.utsunomiya-u.ac.jp にてご連絡ください。

宇都宮大学地域創生推進機構宇大アカデミー 社会教育主事講習窓口

(別紙)

科目名	単位数	月 日		時 間	時間数	内容・テーマ	講師予定者の職・氏名	実施方法	認定方法	備 考
生涯学習概論	2	8月21日	(木)		3.0	教育原理と社会教育・生涯学習学習者の特性と学習の継続発展について	長谷川幸介(茨城県生涯学習・社会教育研究会会長) 廣瀬隆人(宇都宮大学コーディネーター)	講義	レポート	e-learnig オンデマンド
		8月21日	(木)		1.5	社会教育の内容 学習者の特性と学習の継続発展について	廣瀬隆人(宇都宮大学コーディネーター)	講義	レポート	e-learnig オンデマンド
		8月21日	(木)		1.5	生涯学習振興施策の動向	文部科学省担当官	講義	レポート	e-learnig オンデマンド
		8月21日	(木)		1.5	社会教育施設と社会教育指導者の役割	若園雄志郎(宇都宮大学准教授)	講義	レポート	e-learnig オンデマンド
		8月21日	(木)		1.5	社会教育の方法・形態	廣瀬隆人(宇都宮大学コーディネーター)	講義	レポート	e-learnig オンデマンド
		8月21日	(木)		3.0	社会教育・生涯学習の意義	田中雅文(日本女子大学名誉教授)	講義	レポート	e-learnig オンデマンド
		8月21日	(木)		3.0	社会教育の歴史と海外の社会教育	上田孝典(筑波大学准教授)	講義	レポート	e-learnig オンデマンド
		8月21日	(木)		1.5	生涯学習の体系化	佐々木英和(宇都宮大学教授)	講義	レポート	e-learnig オンデマンド
		8月21日	(木)		3.0	都道府県の生涯学習振興施策の動向	(栃木県教育委員会・茨城県教育)	講義	レポート	e-learnig オンデマンド
		8月21日	(木)		3.0	生涯学習社会と学校・家庭・地域の連携と法律 まとめ	廣瀬隆人(宇都宮大学コーディネーター)	講義	レポート	オンデマンド
					小 計	22.5				
科目名	単位数	月 日		時 間	時間数	内容・テーマ	講師予定者の職・氏名	実施方法	認定方法	備 考
社会教育経営論	2	11月1日	(土)	9:00-12:10	3.0	社会の変化と社会教育の役割	宇都宮大学コーディネーター 廣瀬隆人	講義	レポート	茨城県水戸生涯学習センター 中講座室
		11月1日	(土)	13:00-16:10	3.0	社会教育行政のしくみ	宇都宮大学コーディネーター 廣瀬隆人	講義	レポート	茨城県水戸生涯学習センター 中講座室
		11月1日	(土)	16:20-17:50	1.5	社会教育施設の経営	宇都宮大学コーディネーター 廣瀬隆人	講義	レポート	茨城県水戸生涯学習センター 中講座室
		11月2日	(日)	9:00-12:10	3.0	地域づくりと社会教育	宇都宮大学コーディネーター 廣瀬隆人	講義	レポート	茨城県水戸生涯学習センター 中講座室
		11月2日	(日)	13:00-16:10	3.0	地域人材と社会教育	宇都宮大学コーディネーター 廣瀬隆人	講義	レポート	茨城県水戸生涯学習センター 中講座室
		11月2日	(日)	16:20-17:50	1.5	デジタル技術の進展と社会教育におけるコーディネート	宇都宮大学コーディネーター 廣瀬隆人	講義	レポート	茨城県水戸生涯学習センター 中講座室
		11月3日	(月)	9:00-12:10	3.0	社会教育を推進する地域ネットワークの形成	宇都宮大学コーディネーター 廣瀬隆人	講義	レポート	茨城県水戸生涯学習センター 中講座室
		11月3日	(月)	13:00-16:10	3.0	学習成果の評価と活用	宇都宮大学コーディネーター 廣瀬隆人	講義	レポート	茨城県水戸生涯学習センター 中講座室
		11月3日	(月)	16:20-17:50	1.5	ふり回り・まとめ	宇都宮大学コーディネーター 廣瀬隆人	講義	レポート	茨城県水戸生涯学習センター 中講座室
					小 計	22.5				

科目名	単位数	月 日		時 間	時間数	内容・テーマ	講師予定者の職・氏名	実施方法	認定方法	備 考
生涯学習支援論	2	11月22日	(土)	9:00-12:10	3.0	学習支援に関する教育理論	宇都宮大学准教授 若園雄志郎	講義	レポート	茨城県水戸生涯学習センター 中講座室
		11月22日	(土)	13:00-16:10	3.0	学習支援の方法(1)	宇都宮大学准教授 若園雄志郎	講義	レポート	茨城県水戸生涯学習センター 中講座室
		11月22日	(土)	16:20-17:50	1.5	学習支援の方法(2) デジタル技術を活用した効果的な学習支援の方法とネットワーク	宇都宮大学准教授 若園雄志郎	講義	レポート	茨城県水戸生涯学習センター 中講座室
		11月23日	(日)	9:00-12:10	3.0	参加型学習の実践とファシリテーション	宇都宮大学准教授 若園雄志郎	講義	レポート	茨城県水戸生涯学習センター 中講座室
		11月23日	(日)	13:00-16:10	3.0	学習プログラムの編成・理論編	宇都宮大学准教授 若園雄志郎	講義	レポート	茨城県水戸生涯学習センター 中講座室
		11月23日	(日)	16:20-17:50	1.5	デジタルデバイドの解消を進める学習プログラムの編成・実践編	宇都宮大学准教授 若園雄志郎	講義	レポート	茨城県水戸生涯学習センター 中講座室
		11月24日	(月)	9:00-12:10	3.0	実践効果的な学習支援方法 学習プログラムの編成と実践	宇都宮大学准教授 若園雄志郎	講義	レポート	茨城県水戸生涯学習センター 中講座室
		11月24日	(月)	13:00-16:10	3.0	「社会教育士ラウンドテーブル」の企画と実践	宇都宮大学准教授 若園雄志郎	講義	レポート	茨城県水戸生涯学習センター 中講座室
					小 計	22.5				
科目名	単位数	月 日		時 間	時間数	内容・テーマ	講師予定者の職・氏名	実施方法	認定方法	備 考
社会教育演習	2	9月13日	(土)	8:40-11:50	3.0	社会教育事業計画の企画・立案に関する展開方法の説明	桑島英理佳(一般社団法人とちぎ市民協働研究会)	演習	レポート	宇都宮大学5号館C棟2階 5C21教室
		9月13日	(土)	12:40-15:50	3.0	社会教育事業計画・アイズブレイク	桑島英理佳(一般社団法人とちぎ市民協働研究会)	演習	レポート	宇都宮大学5号館C棟2階 5C21教室
		9月13日	(土)	16:00-17:30	1.5	社会教育事業計画の企画・立案 地域学校協働活動について	桑島英理佳(一般社団法人とちぎ市民協働研究会)	演習	レポート	宇都宮大学5号館C棟2階 5C21教室
		9月14日	(日)	8:40-11:50	3.0	社会教育事業計画の企画・立案 学習課題の選定	桑島英理佳(一般社団法人とちぎ市民協働研究会)	演習	レポート	宇都宮大学5号館C棟2階 5C21教室
		9月14日	(日)	12:40-15:50	3.0	社会教育事業計画の企画・立案 学習プログラムの企画立案展開	桑島英理佳(一般社団法人とちぎ市民協働研究会)	演習	レポート	宇都宮大学5号館C棟2階 5C21教室
		9月14日	(日)	16:00-17:30	1.5	社会教育事業計画の企画・立案 学習プログラムの企画立案展開	桑島英理佳(一般社団法人とちぎ市民協働研究会)	演習	レポート	宇都宮大学5号館C棟2階 5C21教室
		9月15日	(月)	8:40-11:50	3.0	社会教育事業計画の企画(発表会・合評会)	桑島英理佳(一般社団法人とちぎ市民協働研究会)	演習	レポート	宇都宮大学5号館C棟2階 5C21教室
		9月15日	(月)	12:40-15:50	3.0	社会教育事業計画の評価	桑島英理佳(一般社団法人とちぎ市民協働研究会)	演習	レポート	宇都宮大学5号館C棟2階 5C21教室
		9月15日	(月)	16:00-17:30	1.5	社会教育事業計画の企画・立案 まとめとふりかえり	桑島英理佳(一般社団法人とちぎ市民協働研究会)	演習	レポート	宇都宮大学5号館C棟2階 5C21教室
					小 計	22.5				

○社会教育法（抄）（昭和二十四年六月十日法律第二百七号）

〔最終改正〕 令和元年六月七日法律第二六号

（社会教育主事の資格）

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
 - イ 社会教育主事補の職にあつた期間
 - ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間
 - ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）
- 二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- 三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの
- 四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県教育委員会が認定したもの

（社会教育主事の講習）

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

○社会教育主事講習等規程（抄）（昭和二六・六・二一 文部省令第一二二号）

〔最終改正〕 令和二年九月二五日文部科学省令第三三三号

目次

第一章 社会教育主事の講習（第一条—第九条）

第二章 準ずる学校（第十条）

第三章 社会教育に関する科目の単位（第十一条）

附則

第一章 社会教育主事の講習

（趣旨）

第一条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号。以下「法」という。）第九条の五に規定する社会教育主事の講習（この章中以下「講習」という。）については、この章の定めるところによる。

（講習の受講資格者）

第二条 講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第十七号。以下「改正法」という。）附則第二項の規定に該当する者
 - 二 教育職員の普通免許状を有する者
 - 三 二年以上法第九条の四第一号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者
 - 四 四年以上法第九条の四第二号に規定する職にあつた者
 - 五 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者
- （受講申込）

第二条の二 講習を受講しようとする者は、講習を実施する大学その他の教育機関に申込書を提出しなければならない。

(科目の単位)

第三条 社会教育主事となる資格を得ようとする者は、講習において次の表に掲げるすべての科目の単位を修得しなければならない。

科目	単位数
生涯学習概論	二
生涯学習支援論	二
社会教育経営論	二
社会教育演習	二

第四条及び第五条 削除

(単位の計算方法)

第六条 講習における単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項各号及び大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第五条第一項第三号に定める基準によるものとする。

(単位修得の認定)

第七条 単位修得の認定は、講習を行う大学その他の教育機関が試験、論文、報告書その他による成績審査に合格した受講者に対して行う。

2 講習を行う大学その他の教育機関は、受講者がすでに大学において第三条の規定により受講者が修得すべき科目に相当する科目の単位を修得している場合には、その単位修得をもつて同条の規定により受講者が修得すべき科目の単位を修得したものと認定することができる。

3 講習を行う大学その他の教育機関は、受講者が、文部科学大臣が別に定める学修で、第三条に規定する科目の履修に相当するものを行っている場合には、当該学修を当該科目の履修とみなし、当該科目の単位の認定をすることができる。

(修了証書の授与)

第八条 講習を行う大学その他の教育機関の長は、第三条の規定により八単位以上の単位を修得した者に対して、講習の修了証書を与えるものとする。

2 講習を行う大学その他の教育機関の長は、前項の規定により修了証書を与えたときは、修了者の氏名等を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。

(講習の委嘱)

第八条の二 法第九条の五第一項の規定により文部科学大臣が大学その他の教育機関に講習を委嘱する場合には、その職員組織、施設及び設備の状況並びに受講者に係る地域の状況等を勘案し、講習を委嘱するのに適当と認められるものについて、講習の科目、期間その他必要な事項を指定して行うものとする。

(実施細目)

第九条 受講者の人数、選定の方法並びに講習を行う大学その他の教育機関、講習の期間その他講習実施の細目については、毎年インターネットの利用その他の適切な方法により公示する。